

# 高千穂大学大学院学位規程

(平成 11 年 10 月 19 日制定)

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規程は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び学位規則（昭和 28 年文部省令 9 号）に基づき、高千穂大学大学院（以下「本大学院」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

### (学位の名称)

第 2 条 本大学院において授与する学位は、本大学院学則第 18 条の定めるところにより、次のものとする。

経営学研究科	修士課程	修士（経営学）
	博士後期課程	博士（経営学）

## 第 2 章 修士の学位

### (学位の授与要件)

第 3 条 修士の学位は、本大学院学則第 16 条第 1 項の定めるところにより、修士課程に所定の修業年限を在学し、所定の単位を修得し、かつ学位論文審査並びに試験に合格した者に授与する。

### (学位授与の申請)

第 4 条 修士の学位を申請する者は、学位申請書(様式 4)、学位請求論文及び学位請求論文要旨を所定の期日までに提出しなければならない。

2 学位申請期限は、本大学院学則第 3 条第 1 項第 1 号の定めるところにより、修士課程入学後 4 年以内とする。

### (学位請求論文)

第 5 条 前条により提出する学位請求論文は、1 編とする。

2 学位請求論文及び学位請求論文要旨は、各 3 部を提出しなければならない。

3 学位請求その他の関連事項は、「修士論文の提出・審査及び管理に関する規程細則」において別に定める。

### (学位申請の受理)

第 6 条 学位の申請があった場合には、研究科委員会の議を経て、学長がこれを受理するものとする。

2 受理した学位請求論文は、返却しない。

### (学位の審査期間)

第 7 条 修士の学位の審査は、学位申請者の在学期間中に終了するものとする。

### (論文審査)

第 8 条 学位論文の審査は、研究科委員会において選出された審査委員会により行う。

2 審査委員は、主査（1 名）及び副査（2 名以上）とする。

3 審査委員は、本研究科委員会所属の専任教員とする。ただし、副査には、必要な場合、本研

究科委員会所属以外の者を審査委員として委嘱することができる。

(試験)

第9条 第3条の試験は、学位請求論文を中心としてこれに広く関連する本大学院研究科設置の授業科目について口頭の試問により行うものとする。

(学位の判定)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験の終了後、審査結果報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

2 研究科委員会は、審査委員会により提出された審査結果報告書により学位授与について判定する。

3 研究科委員会における学位授与審査の合格判定は、研究科委員の3分の2以上が出席する委員会において出席委員の3分の2以上の賛成を要する。

(学位の授与及び学位記の交付)

第11条 学長は、研究科委員会の学位判定に基づき、学位授与審査の合格者に修士の学位を授与し、学位記(様式1)を交付する。

### 第3章 博士の学位

(学位の授与要件)

第12条 博士の学位は、次の各号の者に授与する。

(1) 本大学院学則第16条第2項の定めるところにより、博士後期課程に所定の修業年限を在学し、所定の単位を修得し、かつ学位論文審査及び試験に合格した者

(2) 本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者

(学位授与の申請)

第13条 前条第1号の規定により博士の学位を申請する者は、学位申請書(様式5)、学位請求論文、論文目録(様式7)及び学位請求論文要旨を提出しなければならない。

2 学位申請期限は、本大学院学則第3条第2項第1号の定めるところにより、博士後期課程入学後6年以内とする。

第14条 第12条第2号の規定により博士の学位授与を申請する者は、学位申請書(様式6)、学位請求論文、学位請求論文要旨、論文目録(様式7)、履歴書(様式8)及び研究業績書(様式9)を提出し、また学位論文審査手数料(別表1)を納入しなければならない。

2 本大学院の博士後期課程に所定の修業年限を在学し、所定の単位を修得して退学した者が再入学せずに博士の学位を申請する場合は、前項の規定により取り扱うものとする。ただし、学位論文審査手数料は、退学後5年以内に限り免除する。

(学位請求論文)

第15条 第13条及び第14条により提出する学位請求論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 学位請求論文、参考添付論文及び学位請求論文要旨は、各4部を提出しなければならない。

3 論文目録、履歴書及び研究業績書は、各1部を提出しなければならない。

(学位申請の受理)

第16条 学位の申請があった場合には、研究科委員会の議を経て、学長がこれを受理するも

のとする。

2 受理した学位請求論文及び納入された学位論文審査手数料は、返却しない。

(学位の審査期間)

第17条 博士の学位の審査は、原則として学位請求論文を受理した後1年以内に終了するものとする。

(論文審査)

第18条 学位論文の審査は、研究科委員会において選出された審査委員会により行う。

2 審査委員は、主査(1名)及び副査(2名以上)とする。

3 審査委員は、本研究科委員会所属の博士後期課程演習の担当教授とする。ただし、副査には、必要な場合、本研究科委員会所属以外の者を審査委員として委嘱することができる。

(試験)

第19条 第12条第1号の試験は、学位請求論文を中心としてこれに広く関連する本大学院研究科設置の授業科目及び原則として学位請求論文に関連する外国語について筆記及び口頭の試問により行うものとする。

(学力の確認)

第20条 第12条第2号の学力の確認は、学位申請者が専攻学術に関して本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することに関して筆記及び口頭の試問により行うものとする。

2 前項の学力の確認は、学位請求論文を中心としてこれに広く関連する本大学院研究科設置の授業科目3科目以上及び学位請求論文に関連する外国語1ヵ国語について行うものとする。ただし、外国語の学力については、すでに公表された業績により当該外国語の学力を有することを確認できる場合には、筆記及び口頭の試問を免除することができる。

3 本大学院の博士後期課程に所定の修業年限を在学し、所定の単位を修得して退学した者が再入学せずに退学後5年以内に博士の学位を申請する場合は、前項の専攻学術に関する学力の確認を第12条第1号の試験に代えることができる。

(学位の判定)

第21条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認の終了後、審査結果報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

2 研究科委員会は、審査委員会により提出された審査結果報告書により学位授与について判定する。

3 研究科委員会における学位授与審査の合格判定は、研究科委員の3分の2以上が出席する委員会において出席委員の3分の2以上の賛成を要する。

(学位の授与及び学位記の交付)

第22条 学長は、研究科委員会の学位判定に基づき、学位授与審査の合格者に博士の学位を授与し、学位記(様式2又は様式3)を交付する。

(論文要旨等の公表)

第23条 大学は、博士の学位を授与したとき、当該博士の学位を授与した日から3ヵ月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を学位規則に則り、インターネットの利用により公表しなければならない。

- 2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合、本大学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位授与の報告)

第24条 大学は、博士の学位を授与したとき、当該博士の学位を授与した日から3ヵ月以内に、学位授与報告書(様式10)を文部科学大臣に提出するものとする。

#### 第4章 学位名称の使用、学位論文の保存及び学位の取り消し

(学位名称の使用)

第25条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、本大学名と専攻を次のように付記しなければならない。

修士(経営学・高千穂大学)

博士(経営学・高千穂大学)

(学位論文の保存)

第26条 修士及び博士の学位論文は、本大学の図書館において保存する。

(学位の取り消し)

第27条 次に該当する場合、授与された学位は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを取り消すものとする。

(1) 学位が不正な方法により授与されたことが判明したとき

(2) 学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき

2 学位授与の取り消しは、研究科委員の3分の2以上が出席する委員会において出席委員の3分の2以上の賛成を要する。

3 学長は、学位取り消しと認定された者に対して、学位取り消しの旨を通知し、学位記を返却させ、また学位取り消しの旨を公表するものとする。

#### 第5章 規程の細則及び改廃

第28条 この規程に定めることその他、修士課程及び博士課程の運用については、研究科委員会の議を経て、細則において定める。

第29条 この規程の改廃は、本大学院研究科委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。